

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	6	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	農村地域における農業者の就業構造改善のための税制上の所要の措置	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 個人の有する土地等が、次に掲げる農地保有の合理化等のために譲渡した場合に該当する場合には、その譲渡所得について、800万円の特別控除額が控除される。 ○農村地域工業等導入促進法の実施計画に定められた工業等導入地区内の農地等を工場用地等として譲渡した場合</p> <p>・特例措置の内容 農工法の見直しに伴う対象地域や対象業種の拡充</p>	
関係条文	租税特別措置法第34条の3第2項第4号	
減収見込額	<p>[初年度] ▲6.8 (▲5.3) [平年度] ▲6.8 (▲5.3) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 現行の農工法は、農村地域への工業等導入を積極的かつ計画的に推進するとともに、農業従事者がその導入される工業等に就業することを推進するための措置を講じ、これらと相まって農業構造の改善に資するための措置を講ずることにより、農業と工業等との均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成27年10月の環太平洋連携協定（TPP）の大筋合意を受け、翌11月、TPPの効果を我が国の経済再生、地方創生に直結させるための「総合的なTPP関連政策大綱」が策定された。この中で、「農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み」が検討継続項目として位置づけられた。また、平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」や「経済財政運営と改革の基本方針2016」においても、同様の内容が位置づけられた。</p> <p>これらを受けて、「総合的なTPP関連政策大綱」が目指す攻めの農業への転換を図りつつ、産業政策と地域政策を車の両輪として進めるため、同大綱に位置づけられた他の施策の推進と併せて、地方創生及び農業の成長産業化に資する観点から、農村地域における雇用と所得の創出を促進するために必要な施策を検討することとしている。</p> <p>具体的には、農工法について必要な見直しを行い、農村地域における就業機会の拡大を図ることとする。</p> <p>このような農工法の見直しに伴い、現行において措置されている農用地等の譲渡に係る譲渡所得の軽減（個人が農用地等を農村地域工業等導入実施計画で定める工場用地等の用に供するため譲渡した場合の譲渡所得の軽減：800万円を上限とする特別控除）について拡充を行う。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農村の振興</p> <p>《政策分野》 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等</p> <p>集落において高齢化や人口減少が進行する中で、小規模な農家や兼業農家、高齢者、地域住民等も含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮等により、地域の共同活動を通じて営まれる農地等の資源の維持・継承、住みやすい生活環境の実現に向けた取組を推進する。</p>
	政策の達成目標	<p><施策名> 多面的機能の発揮を促進するための取組</p> <p>集落において高齢化や人口減少が進行する中で、小規模な農家や兼業農家、高齢者、地域住民等も含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮等により、地域の共同活動を通じて営まれる農地等の資源の維持・継承、住みやすい生活環境の実現に向けた取組を推進する。</p> <p><達成目標> 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率（27%（平成26年度）→40%（平成32年度）） 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合（32%（平成26年度）→50%（平成32年度））</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	農工制度の推進により、例年、新たな実施計画の策定や実施計画の変更、拡大が行われており、新たに農工団地に立地決定する企業も存在するなど、農村地域における雇用の創出に寄与してきたところ。また、農工法の見直しにより、農村地域の雇用の創出を促すことで、農村地域の人口減の抑制に寄与する。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成29年度見込み 54件 (内訳) 21件(近年の実績の平均値) +10件(平成28年度以降は農村地域に係る人口要件の緩和により対象となった地域において2計画程度の新規策定が見込まれることから、1計画当たり5件×2計画=10件の増加を見込む。) +24件(平成29年度以降、法改正による対象業種拡大により新たな企業参入が複数見込まれることから、24件程度の増加を見込む)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	産業施設用地の拠出に関するインセンティブを付与することにより、農村地域での就業機会の創出等を円滑に進めることで、地域経済の活性化が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	譲渡所得の特別控除の特例は、個人が農用地等を提供する際の優遇措置であり、農用地等の産業用地等への転換及び当該農用地等の代替となる農地の円滑な取得を図る上で、効果的かつ必要最小限の措置である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 24 年度実績 14 件、減税額 5.5 百万円 平成 25 年度実績 39 件、減税額 6.4 百万円 平成 26 年度実績 23 件、減税額 3.2 百万円 平成 27 年度実績 19 件、減税額 4.5 百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置を含む農工制度の推進により、農村地域への企業の立地を支援し、地域の就業機会の拡大、地域経済の活性化を促進した結果、平成 27 年度末時点では、730 市町村において約 9,000 社の企業が立地決定し、約 62 万人の雇用が確保されているところ。 また、本税制措置により企業の進出を促して、事業活動を拡大させることにより、農村地域を支える人々の受け皿としての就業機会の創出・確保が図られ、農村地域における所得の増大に繋がる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 46 年創設、昭和 49 年・昭和 50 年・昭和 63 年延長。 平成 3 年度以降期限なしに変更。平成 28 年度市町村合併の特例を措置したことによる拡充。</p>
<p>ページ</p>	<p>6—3</p>